

I 調査の概要

1 調査目的

平成 13 年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）においては、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究を推進することが規定されている。配偶者暴力防止法が成立、施行される以前の平成 11 年度に「男女間における暴力に関する調査」、平成 12 年度に夫・パートナーから暴力を受けた経験を有する女性 62 人を対象に行った「配偶者等からの暴力に関する事例調査」と、被害実態の把握のための調査研究を行ってきたが、法施行後の実態を把握するために、引き続き、配偶者等からの暴力の被害実態に関する調査を行うことが必要で、この点については、男女共同参画会議の配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた意見でも指摘されているところである。

今後施策を推進していく上での基礎資料とするために、配偶者暴力防止法制定の影響も含め、配偶者等からの暴力に関する国民の意識、被害・加害の経験の態様、被害の潜在の程度などを把握する。

2 調査項目

- (1) 夫婦のあり方についての意識
- (2) 配偶者等からの暴力についての意識
- (3) 配偶者等への加害経験
- (4) 配偶者等からの被害経験
- (5) 18 歳になるまでの家庭における暴力の経験

3 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の男女
- (2) 標本数 4,500 人
- (3) 抽出法 層化二段無作為抽出法

4 調査時期

平成 14 年 10 月～11 月

5 調査方法

郵送留置訪問回収法

（回収は、対象者自身が回収用封筒に記入済みの調査票を密封したものを、調査員が回収した。また、対象者本人が希望した場合には、郵送回収とした。）

6 調査実施委託機関

社団法人 新情報センター

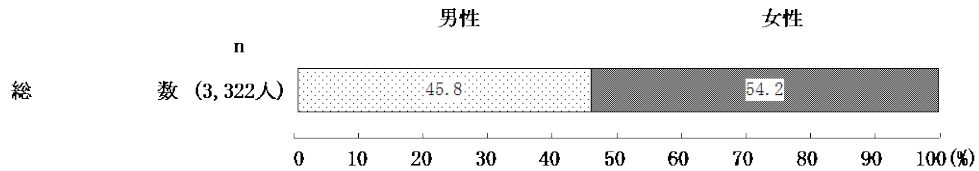
7 回収結果

- (1) 有効回収数（率） 3,322 人（73.8%）
（内訳） 女性 1,802 人 男性 1,520 人
- (2) 回収不能数（率） 1,178 人（26.1%）
回収不能理由内訳

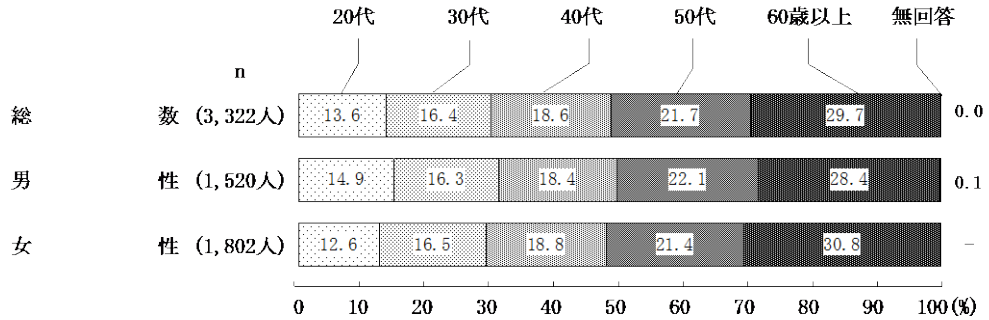
転居	138（3.1%）	住所不明	46（1.2%）
長期不在	65（1.4%）	拒否	480（10.7%）
一時不在	253（5.6%）	その他	196（4.4%）

8 回答者の属性

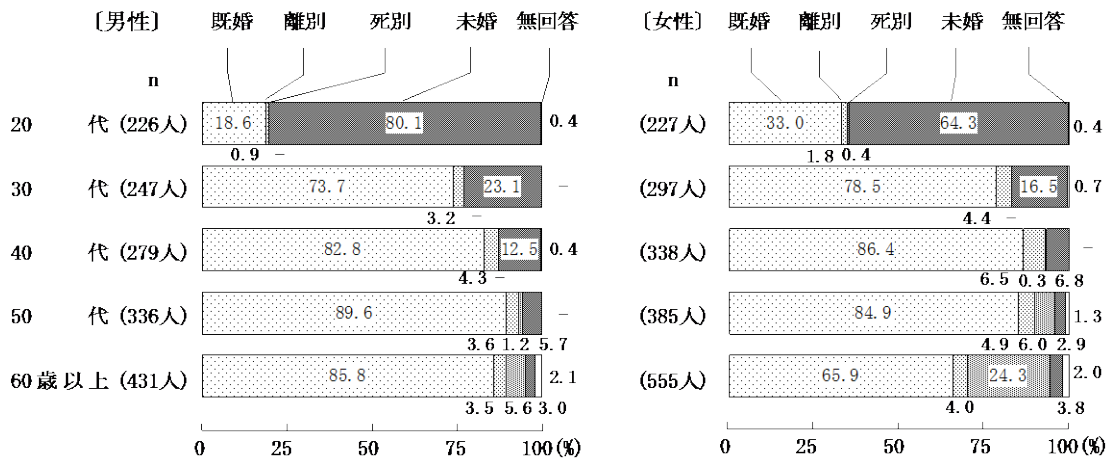
(1) 性別



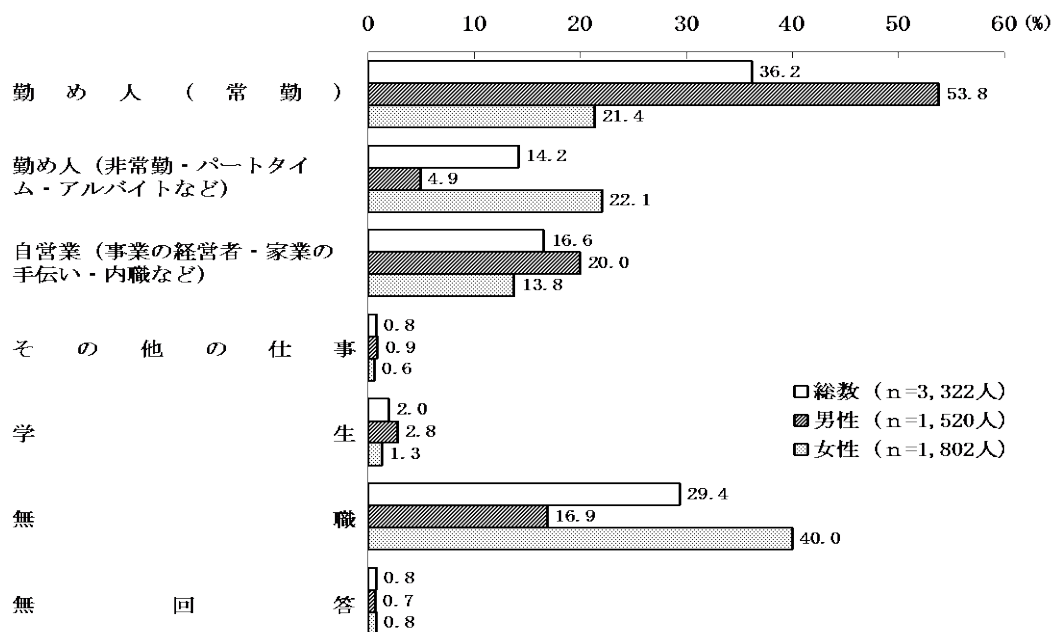
(2) 年齢



(3) 未既婚



(4) 職業



Ⅱ 配偶者等からの被害経験

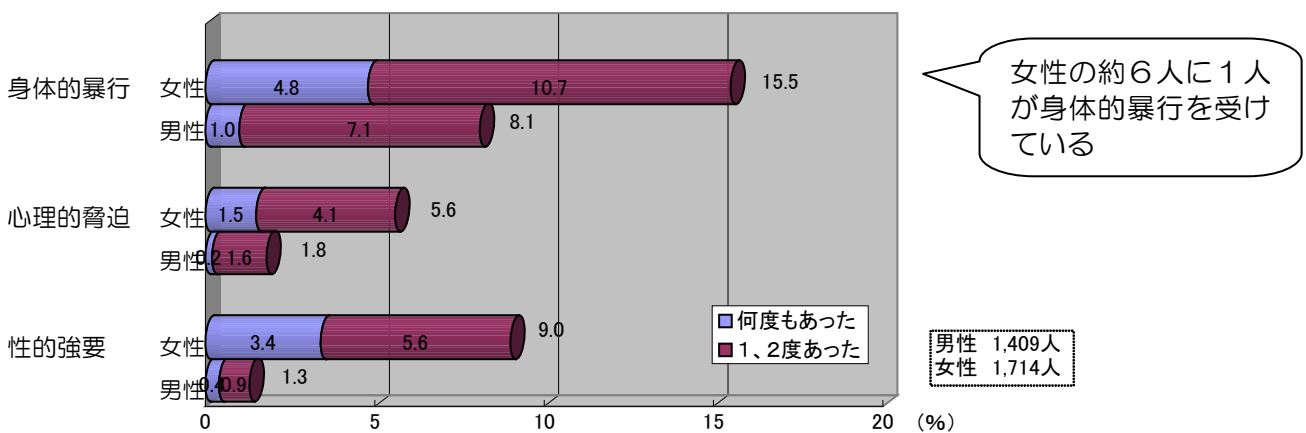
1 生涯の被害率

現在または過去に配偶者や恋人のいる（いた）と答えた人（男性 1,409 人、女性 1,714 人）に、配偶者や恋人から“なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた” “あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた” “いやがっているのに性的な行為を強要された” ことがあるかを聞いた。

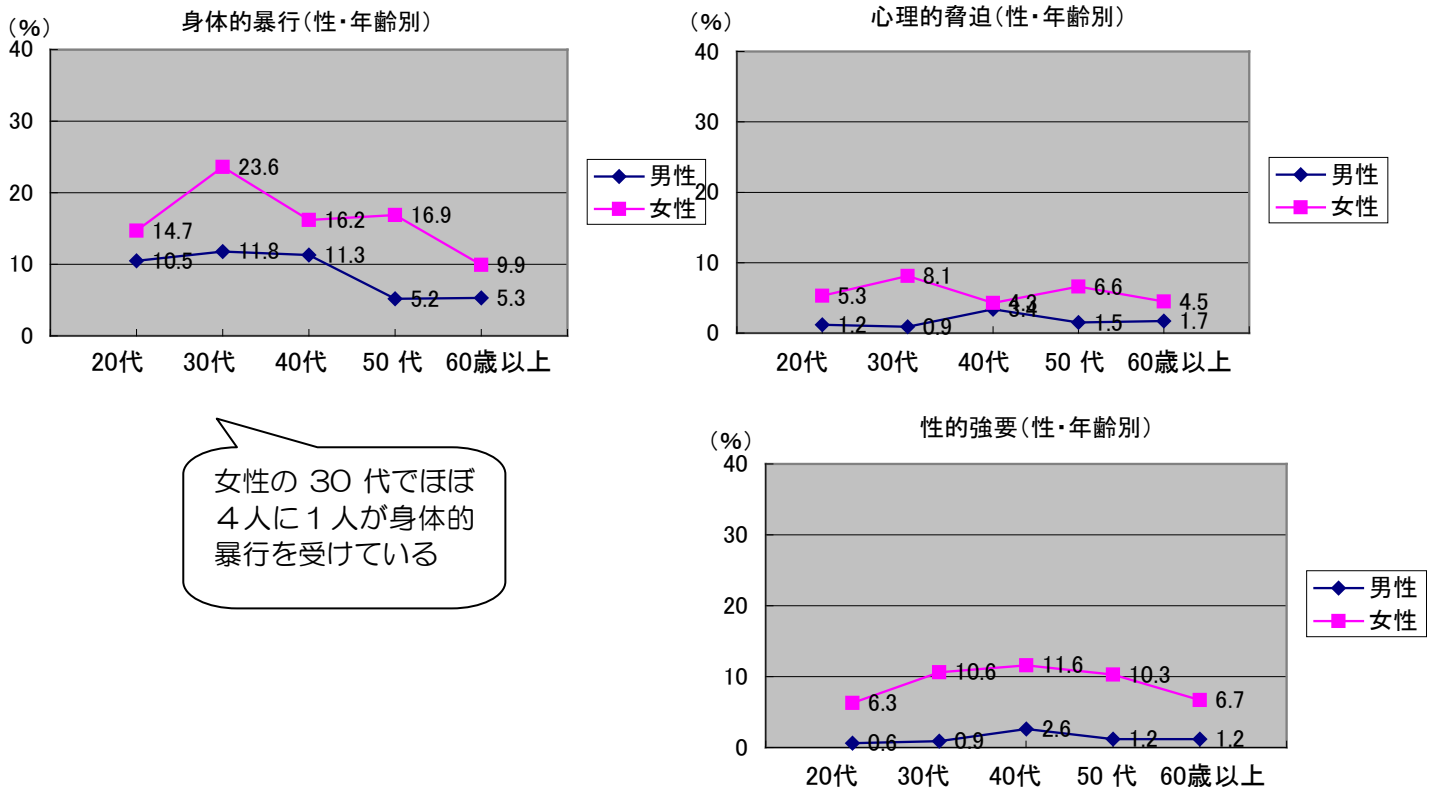
身体的暴行が『あった』と答えた人は男性 8.1%、女性 15.5%、心理的脅迫は男性 1.8%、女性 5.6%、性的強要は男性 1.3%、女性 9.0%となっており、いずれも女性の割合が高くなっている。身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか又はいくつかをこれまでに 1 度でも受けたことのある人は男性 9.3%、女性 19.1%で、女性の約 5 人に 1 人が経験している。

また、このような行為が「何度もあった」という人は、身体的暴行では男性 1.0%、女性 4.8%、心理的脅迫では男性 0.2%、女性 1.5%、性的強要では男性 0.9%、女性 3.4%となっており、女性の約 20 人に 1 人は身体的暴行を何度も受けている。

図①-1 配偶者等からの被害経験—これまで



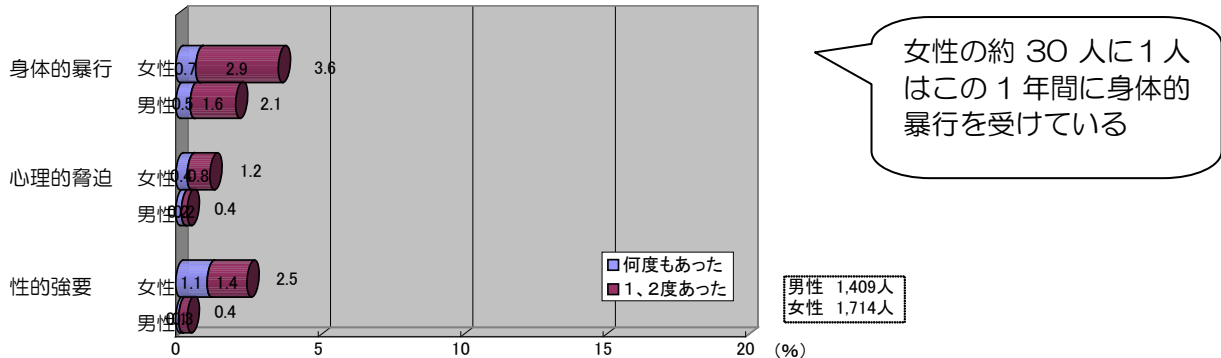
図①-2 配偶者等からの被害経験—これまで（性・年齢別）



2 この1年の被害率

現在または過去に配偶者や恋人のいる（いた）と答えた人（男性 1,409 人、女性 1,714 人）に、この1年間の被害について聞いたところ、身体的暴行は男性 2.1%、女性 3.6%、心理的脅迫は男性 0.4%、女性 1.2%、性的強要は男性 0.4%、女性 2.5%となっており、女性の約 30 人に 1 人が、この1年に配偶者や恋人から身体的暴行を受けている。

図② 配偶者等からの被害経験—この1年間



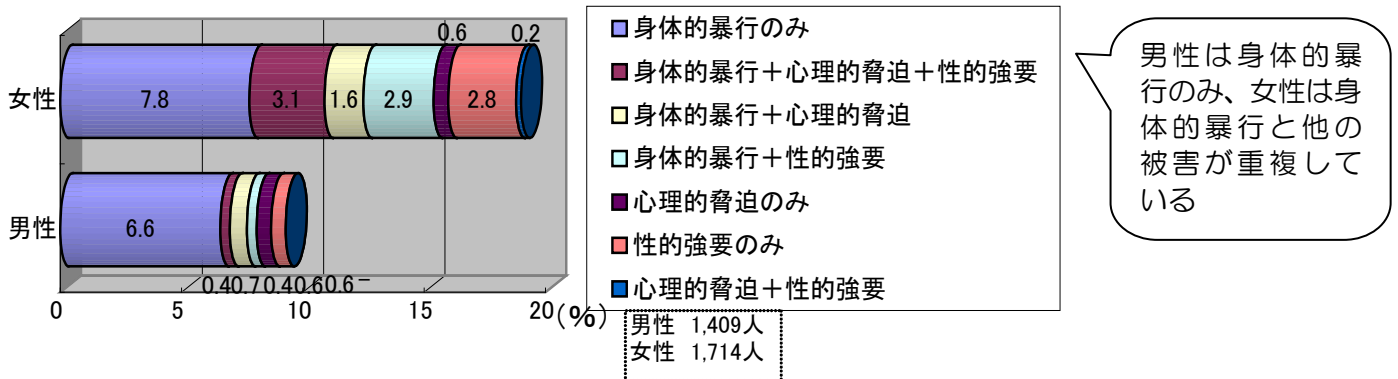
3 被害の重複

現在または過去に配偶者や恋人のいる（いた）と答えた人（男性 1,409 人、女性 1,714 人）について、身体的暴行、心理的脅迫、性的強要の被害の重複についてみた。

男性は、「身体的暴行のみ」が 6.6%で、それ以外の被害経験は 1%に満たない。女性は、「身体的暴行のみ」が 7.8%と一番多く、「身体的暴行・心理的脅迫・性的強要」が 3.1%、「身体的暴行と性的強要」が 2.9%、「性的強要のみ」が 2.8%、「身体的暴行と心理的脅迫」が 1.6%となっている。

女性の約 6 人に 1 人（15.5%）は身体的暴行を受けており、そのうちの約半数は、性的強要や心理的脅迫といった他の被害も経験している。

図③ 被害の重複（回答者全体）

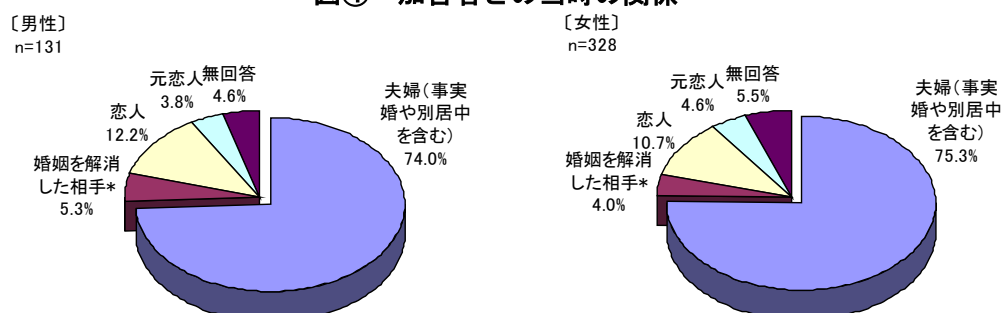


4 加害者との当時の関係

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人（男性 131 人、女性 328 人）について、自分に対して最後にそういった行為をした相手との当時の関係を聞いたところ、「夫婦（事実婚や別居中を含む）」と答えた人が 4 人に 3 人と多数を占め、「恋人」が 1 割強で続いている。

男女別でも、加害者との関係に大きな差はみられない。

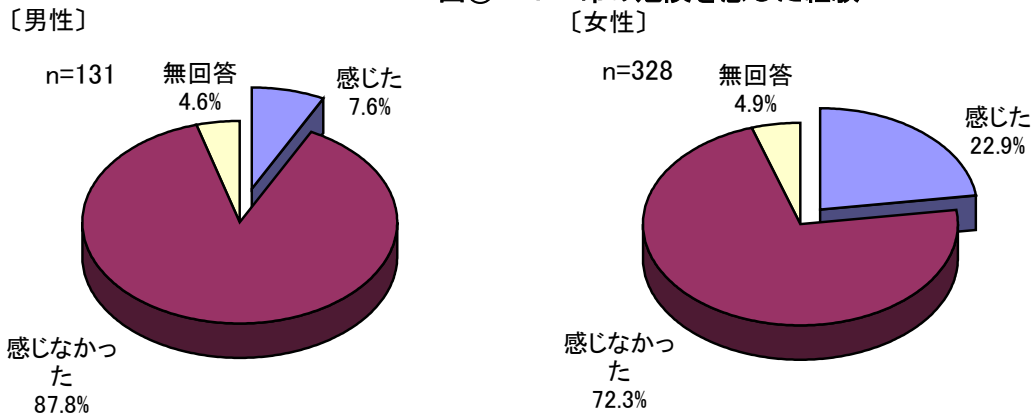
図④ 加害者との当時の関係



5 命の危険を感じた経験

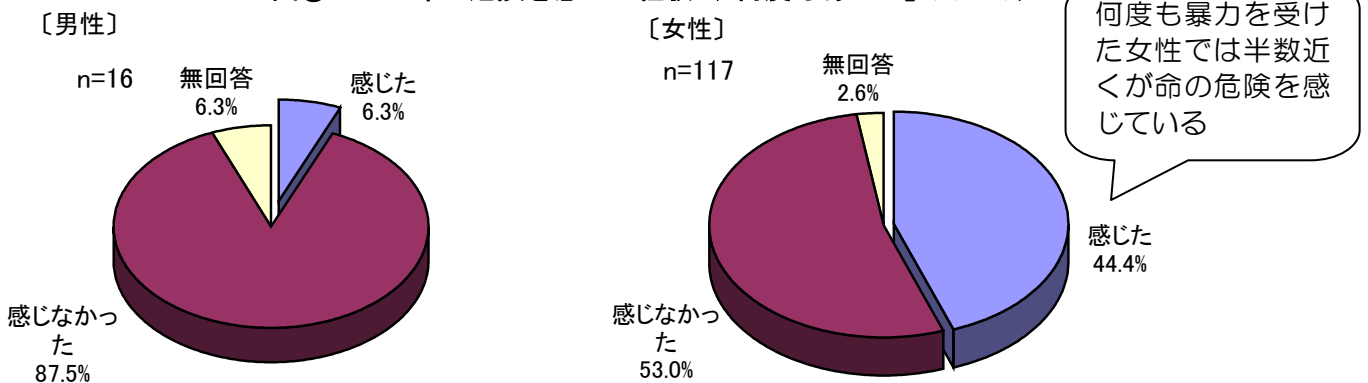
配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人（男性 131 人、女性 328 人）のうち、その行為によって命の危険を「感じた」という人は男性 7.6%、女性 22.9% で、女性が男性の約 3 倍となっている。

図⑤-1 命の危険を感じた経験



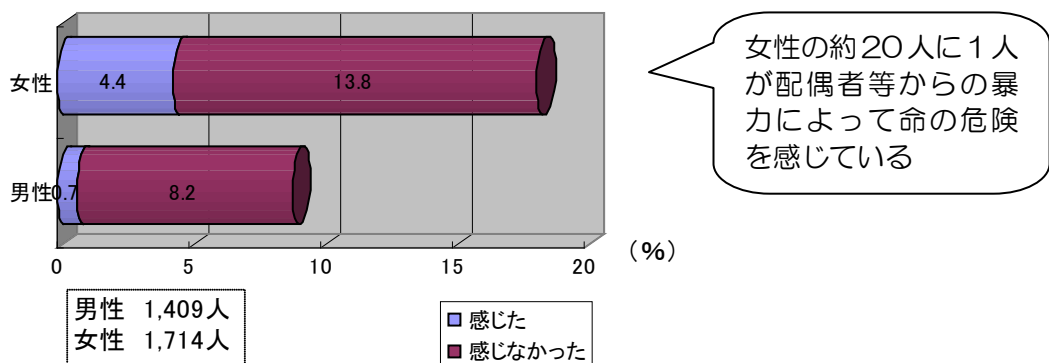
配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を何度も受けたことのある人（男性 16 人、女性 117 人）では、男性 16 人中 1 人、女性 117 人中 52 人（44.4%）が命の危険を「感じた」と答えており、女性の半数近くとなっている。

図⑤-2 命の危険を感じた経験（「何度もあった」人のみ）



回答者全体（男性 1,409 人、女性 1,714 人）では、命の危険を「感じた」人は男性 0.7%、女性 4.4% で、女性が男性の約 6 倍となっており、女性の約 20 人に 1 人が命の危険を感じている。

図⑤-3 命の危険を感じた経験（回答者全体）

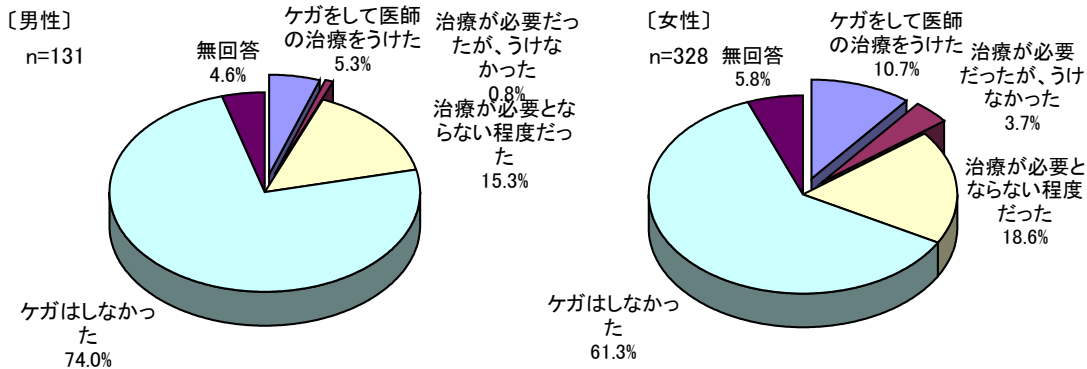


6 暴力行為によるケガ

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人（男性 131 人、女性 328 人）のうち、その行為によって「ケガをして医師の治療をうけた」人は男性 5.3%、女性 10.7%で、女性が男性の約 2 倍となっている。「ケガをして医師の治療が必要となる程度だったが、治療はうけなかった」という人も含めると、医師の治療が必要となる程度のケガをした人は男性 6.1%、女性 14.3%である。

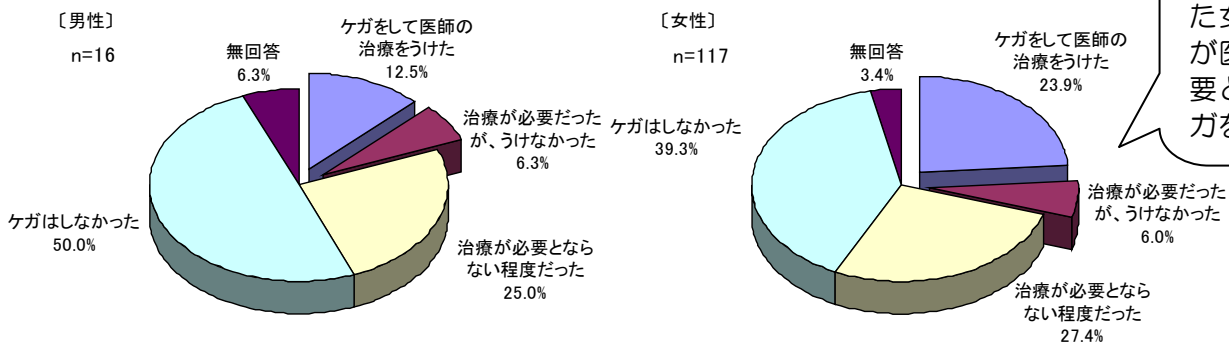
治療が必要とされない程度を含めると、男性 23.4%、女性 32.9%が暴力によってケガをしている。

図⑥-1 暴力行為によるケガ



配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を何度も受けたことのある人（男性 16 人、女性 117 人）では、その行為によって「ケガをして医師の治療をうけた」人は男性 16 人中 2 人、女性 117 人中 28 人（23.9%）、「ケガをして医師の治療が必要となる程度だったが、治療はうけなかった」という人も含めると、医師の治療が必要となる程度のケガをした人は男性 16 人中 3 人、女性 117 人中 35 人（29.9%）で、女性の約 3 割が医師の治療が必要となる程度のケガをしている。

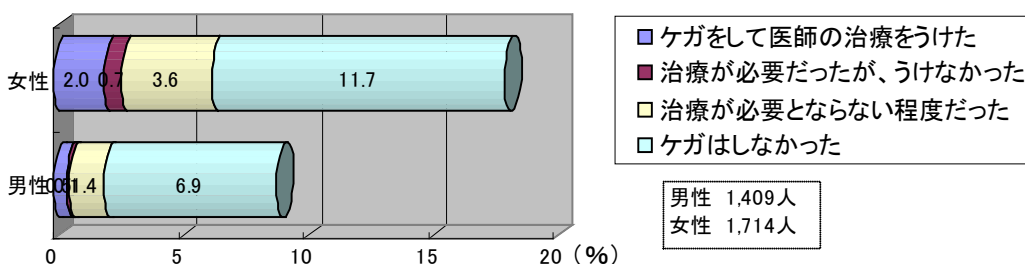
図⑥-2 暴力行為によるケガ（「何度もあった人」のみ）



何度も暴力を受けた女性では約 3 割が医師の治療が必要となる程度のケガをしている

回答者全体（男性 1,409 人、女性 1,714 人）では、男性の 0.5%、女性の 2.0%が医師の治療を受けており、「ケガをして医師の治療が必要となる程度だったが、治療はうけなかった」という人も含めると、医師の治療が必要となる程度のケガをした人は男性 0.6%、女性 2.7%で、女性は男性の約 4 倍となっている。

図⑥-3 暴力行為によるケガ（回答者全体）



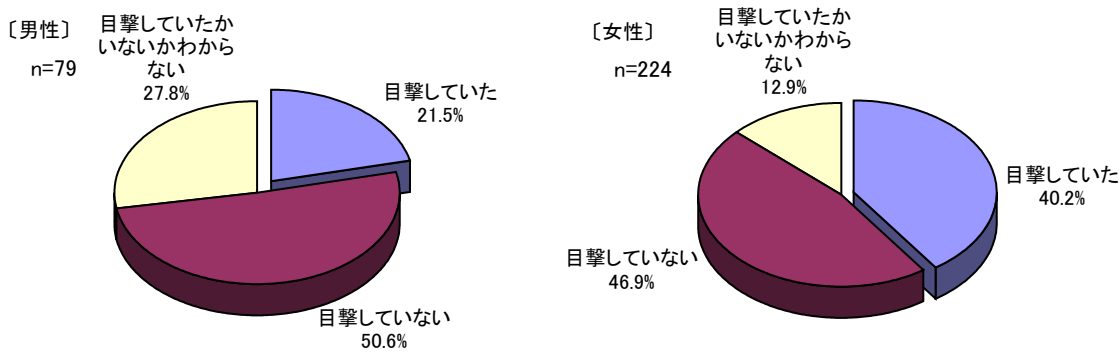
配偶者等からの暴力によりケガをして医師の治療を受けた女性は男性の約 4 倍

7 子どもによる目撃

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人のうち、当時、子どもがいた人（男性 79 人、女性 224 人）に、子どもが目撃していたかどうかを聞いた。

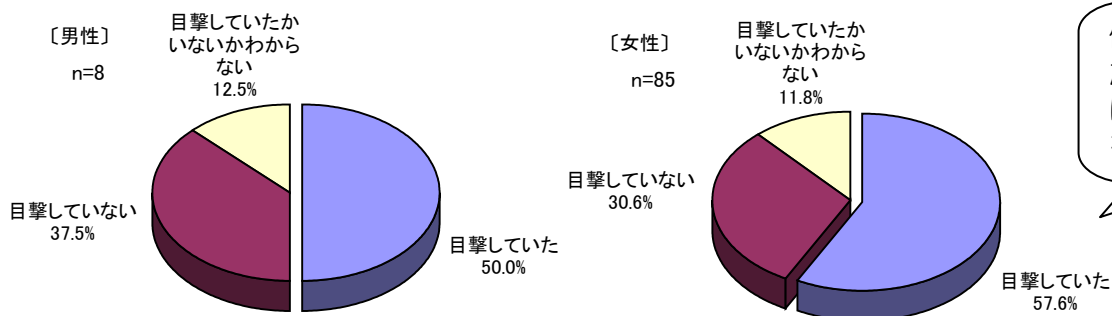
男女別にみると「目撃していた」という人は男性 21.5%、女性 40.2%で、女性の約 4 割で子どもが目撃していた。

図⑦-1 子どもによる目撃



配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を何度も受けたことのある人で、当時、子どもがいた人（男性 8 人、女性 85 人）では、子どもが「目撃していた」という人は男性 8 人中 4 人、女性 85 人中 49 人（57.6%）で、女性の 6 割近くで子どもが目撃していた。

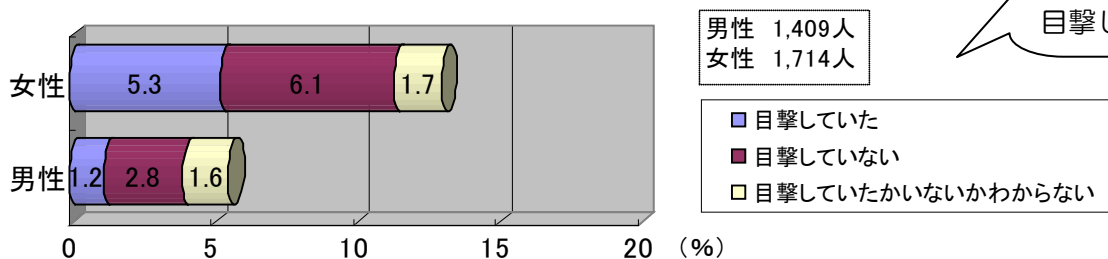
図⑦-2 子どもによる目撃（「何度もあった」人のみ）



何度も暴力を受けた女性の子どもの場合は 6 割近くが暴力を目撃している

回答者全体（男性 1,409 人、女性 1,714 人）では、男性 1.2%、女性 5.3%で子どもが暴力を「目撃していた」と答えている。

図⑦-3 子どもによる目撃（回答者全体）



女性の約 20 人に 1 人の子どもの暴力を目撃している

男性 1,409 人
女性 1,714 人

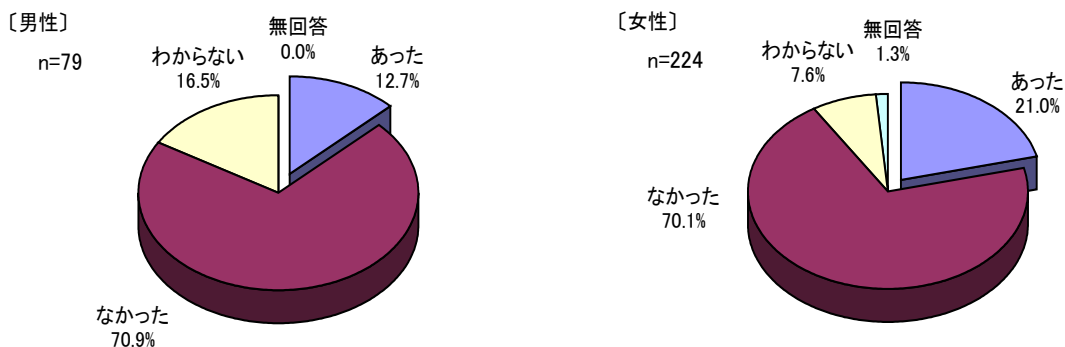
■ 目撃していた
■ 目撃していない
□ 目撃していたかわからない

8 子どもに対する暴力

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人のうち、当時、子どもがいた人（男性 79 人、女性 224 人）に、相手が子どもに対しても同様な行為をしたことがあったかを聞いた。

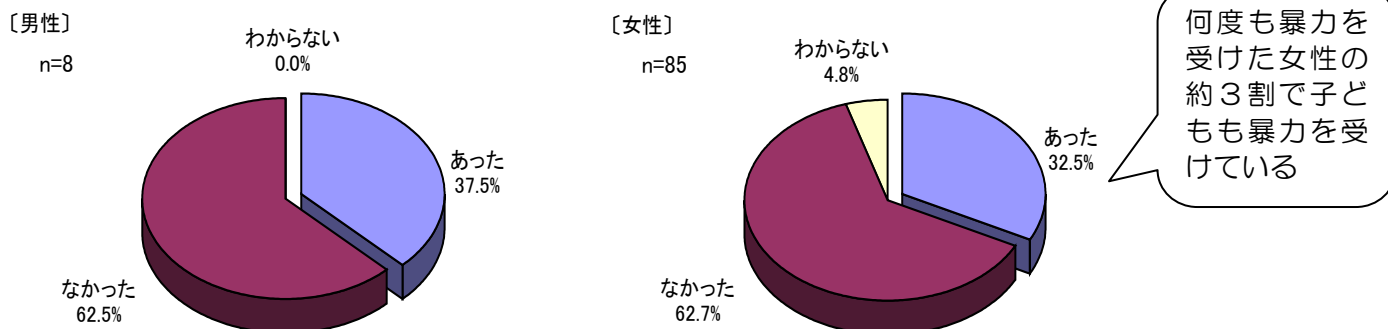
男女別にみると、子どもに対して同様な行為をすることが「あった」人は男性 12.7%、女性 21.0%となっている。

図⑧-1 子どもに対する暴力の有無



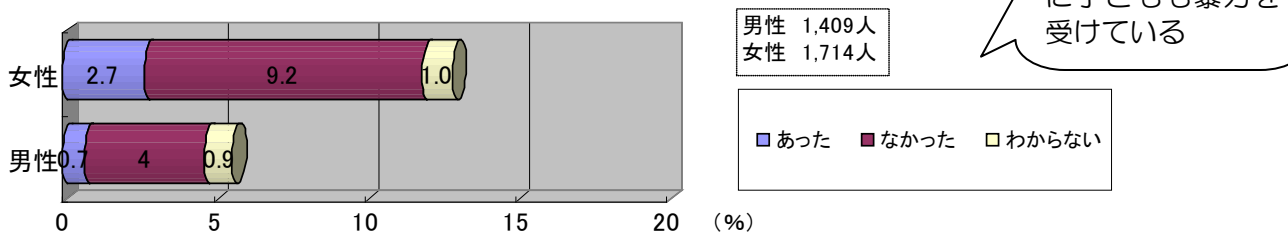
配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を何度も受けたことのある人で、当時、子どもがいた人（男性 8 人、女性 85 人）では、子どもに対して同様な行為をすることが「あった」人は男性 8 人中 3 人、女性 85 人中 27 人（31.8%）で、女性の約 3 割で子どもも暴力を受けていた。

図⑧-3 子どもに対する暴力の有無（「何度もあった」人のみ）



回答者全体（男性 1,409 人、女性 1,714 人）では、男性の 0.7%、女性の 2.7%が、子どもに対しても暴力が「あった」と答えている。

図⑧-2 子どもに対する暴力の有無（回答者全体）

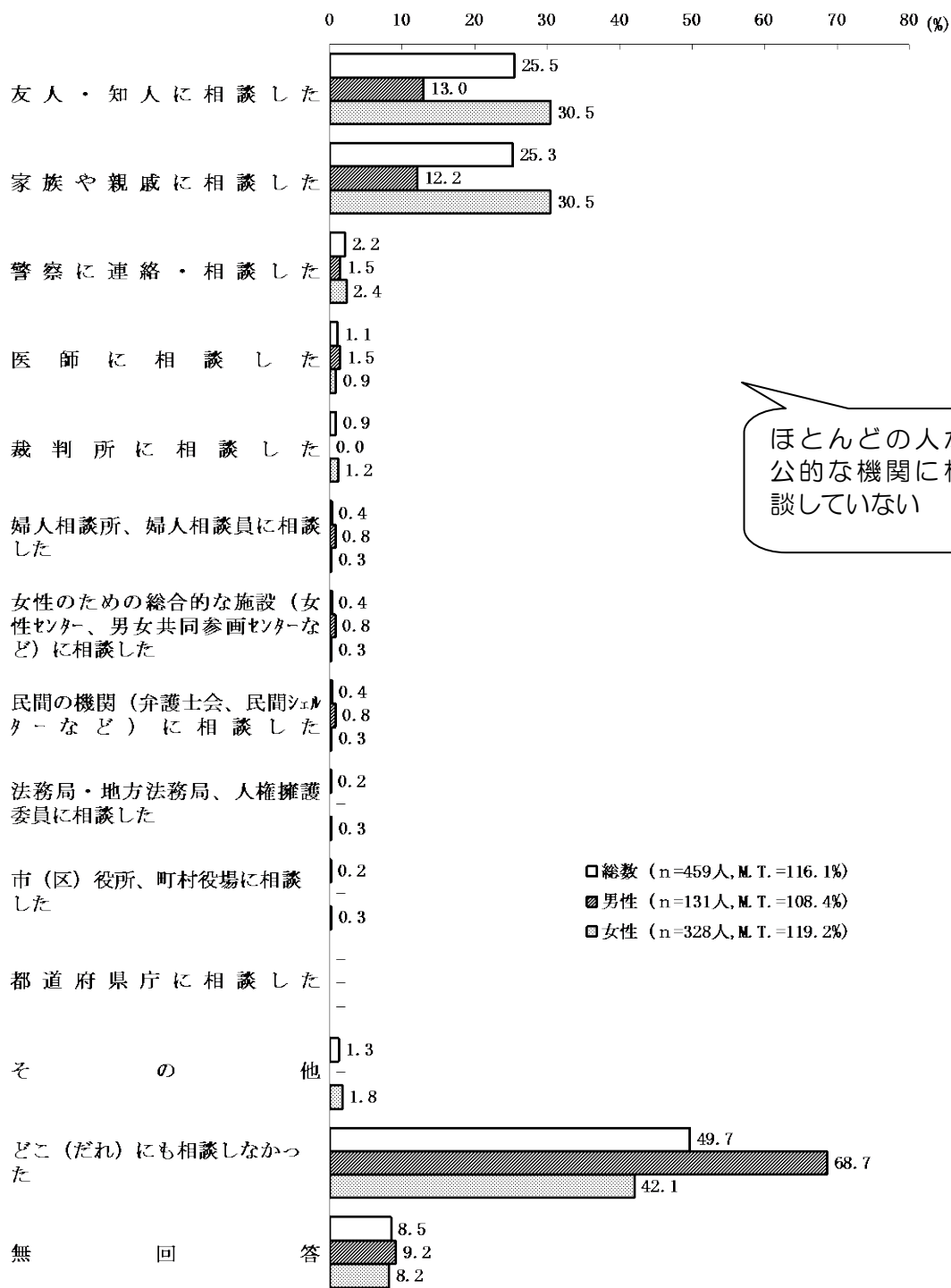


9 潜在する被害

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けたことのある人（男性 131 人、女性 328 人）に、そのことについて、だれかに打ち明けたり、相談したりしたかを聞いた。

男性では「どこ（だれ）にも相談しなかった」が 68.7% で最も多く、次いで「友人・知人に相談した」と「家族や親戚に相談した」が 1 割強となっている。女性では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が 42.1% で、「友人・知人に相談した」と「家族や親戚に相談した」が約 3 割となっている。

図⑨ 配偶者暴力の相談先



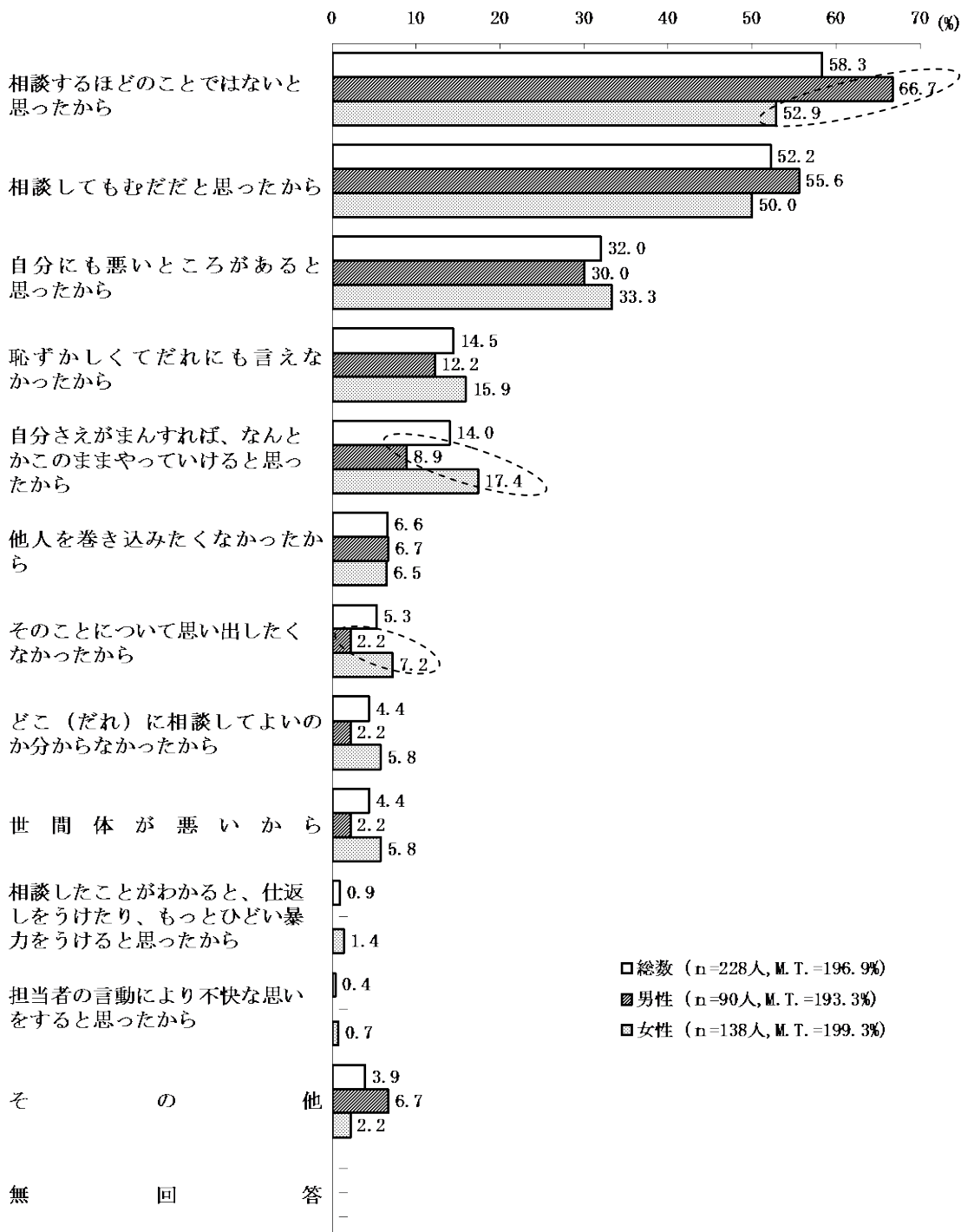
10 相談しない理由

配偶者や恋人からの暴力について、だれ（どこ）にも相談しなかった人（男性 90 人、女性 138 人）の相談しない理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が男女とも5割以上となっている。

男性では、「相談するほどのことではないと思ったから」が7割弱と、女性に比べ多くなっている。

女性では、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」と「そのことについて思い出したくなかったから」が男性に比べ多くなっている。

図⑩ 相談しなかった理由



Ⅲ 配偶者等への加害経験

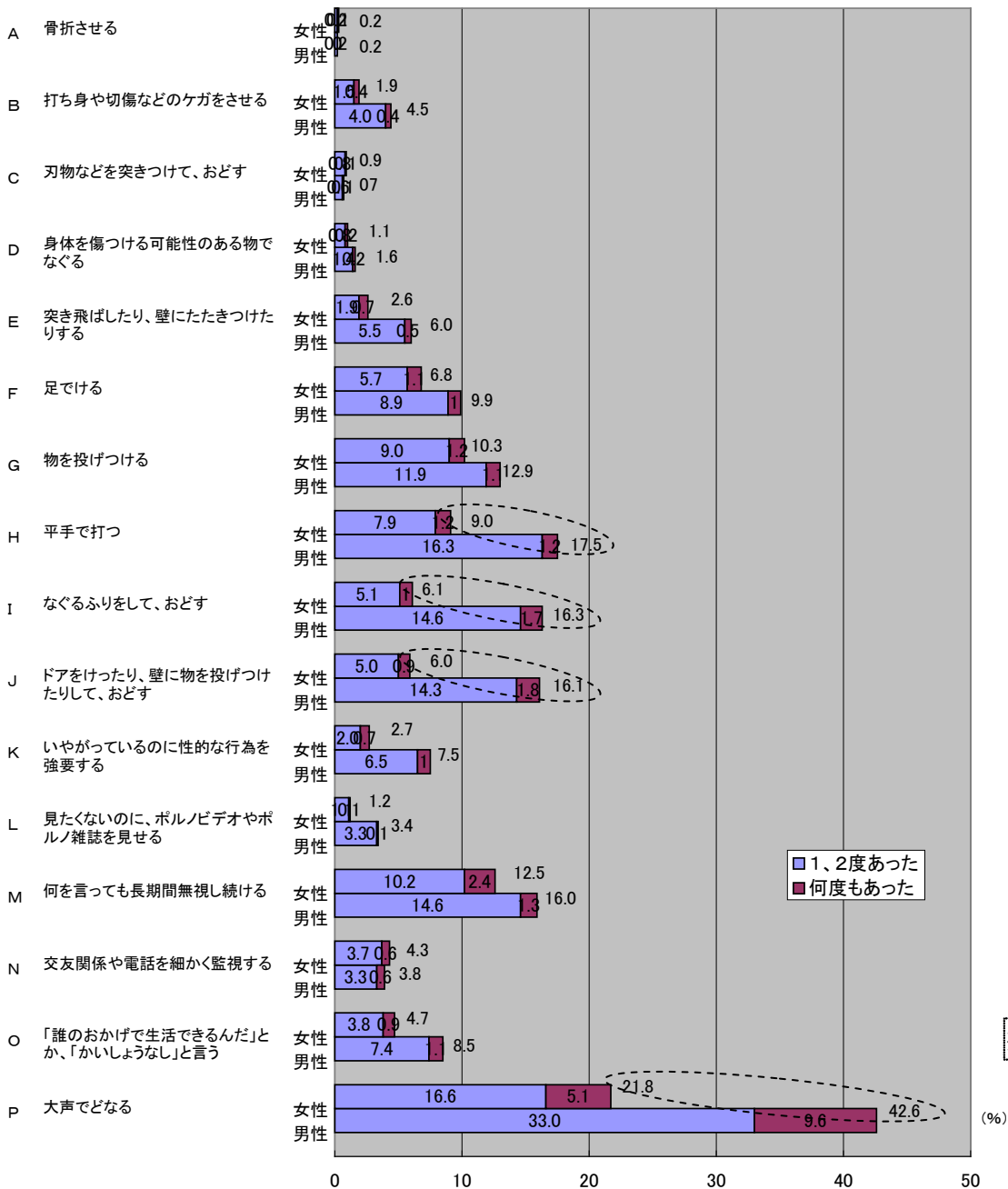
1 配偶者等への加害経験

現在または過去に配偶者や恋人のいる（いた）と答えた人（男性 1,409 人、女性 1,714 人）に、A～P の 16 の行為をあげて、配偶者や恋人関係にあった人に行ったことがあるかどうかを聞いた。

男女別にみると、『あった』という人は、男性が女性と同率もしくはやや上回る傾向があるが、“大声でどなる”は男性の半数近くが『あった』と答えている。

また、“平手で打つ” “なぐるふりをして、おどす” “ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす”は、「1、2度あった」という人が男性で1割を上回り、女性と10ポイント近い開きがある。

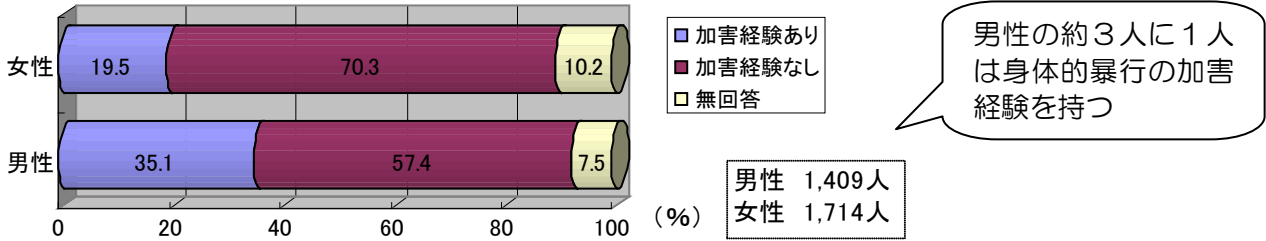
図①－1 配偶者等への加害経験



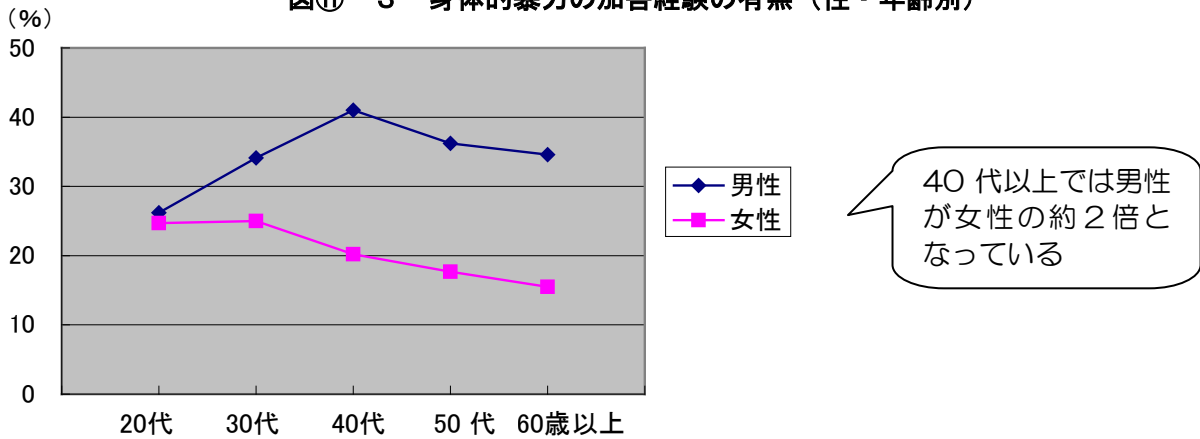
16の行為のうち、A～Jの身体的暴行について、配偶者や恋人に対して行ったことが『あった』人は男性35.1%、女性19.5%で、男性が女性を16ポイント上回っており、男性の約3人に1人は身体的暴行の加害経験がある。

性・年齢別にみると、男性では、20代は26.2%だが、30代以上になると3割を上回り、40代では4割強となっている。一方、若年齢層では男女の差は少なく、20代では男女ともほぼ4人に1人が身体的暴行の加害経験がある。

図⑪-2 身体的暴行の加害経験の有無



図⑪-3 身体的暴力の加害経験の有無 (性・年齢別)

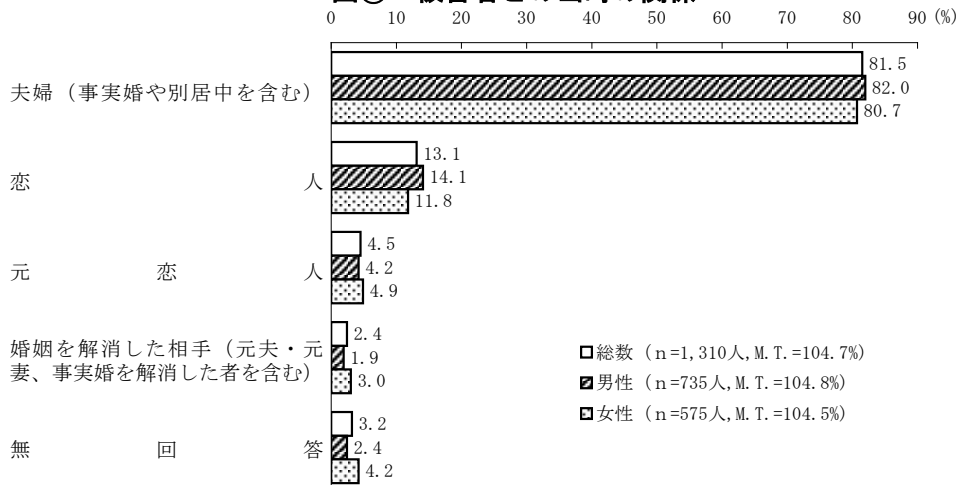


2 被害者との当時の関係

さきに聞いた16の行為について、1つでも『あった』と答えた人(男性735人、女性575人)に、その行為をした際の相手との関係を聞いたところ、「夫婦(事実婚や別居中を含む)」が81.5%で際立って多くあげられ、「恋人」が1割強で続いている。

男女別でも、被害者との関係に大きな差はみられない。

図⑫ 被害者との当時の関係

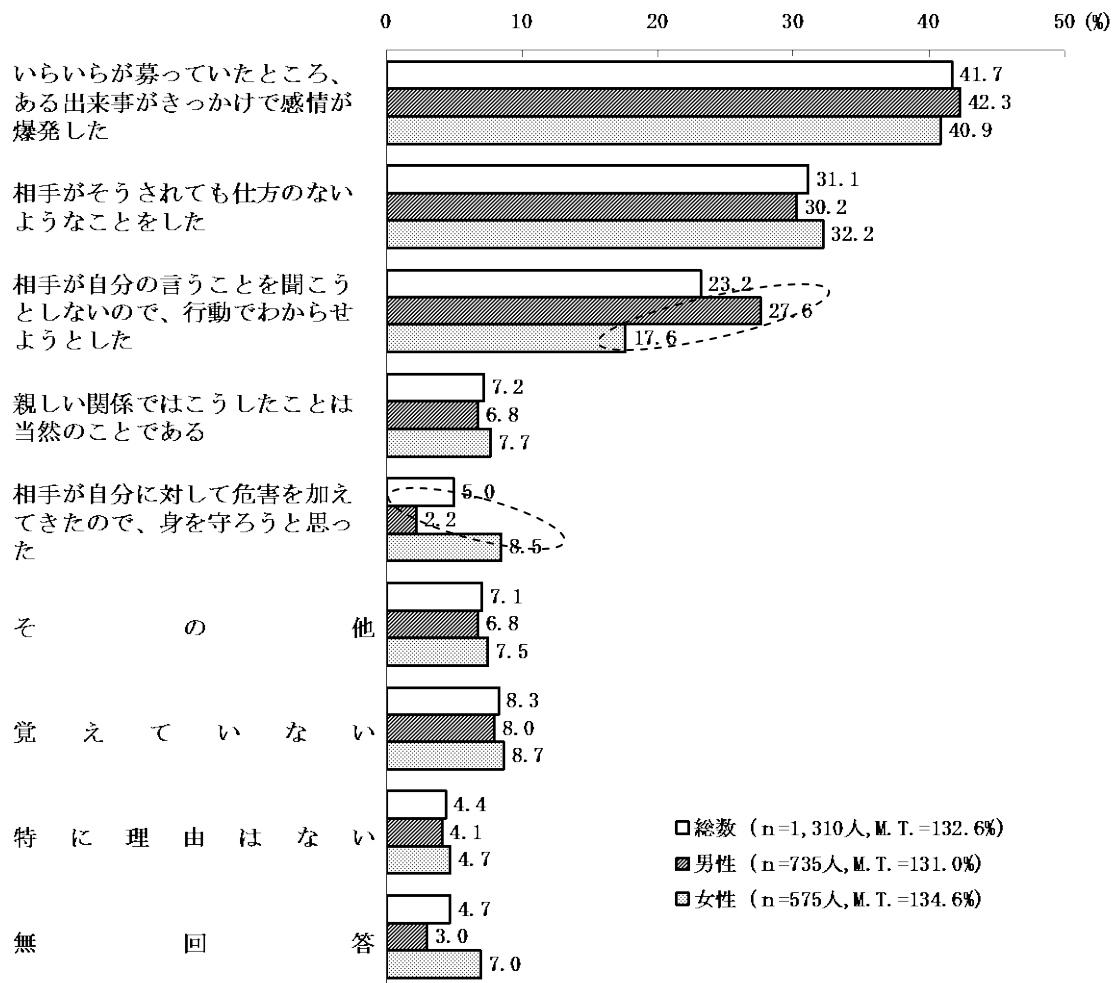


3 加害に至ったきっかけ

配偶者や恋人に対して16の行為をしたことのある人（男性735人、女性575人）に、加害に至ったきっかけを聞いたところ、男女とも「いらいらが募っていたところ、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」と「相手がそうされても仕方のないようなことをした」が上位2項目にあげられて差はみられない。

男性では、「相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした」が約3割で、女性の約1.5倍となっている。女性の1割近くは「相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った」と答えており、男性を6ポイント上回っている。

図13 加害に至ったきっかけ

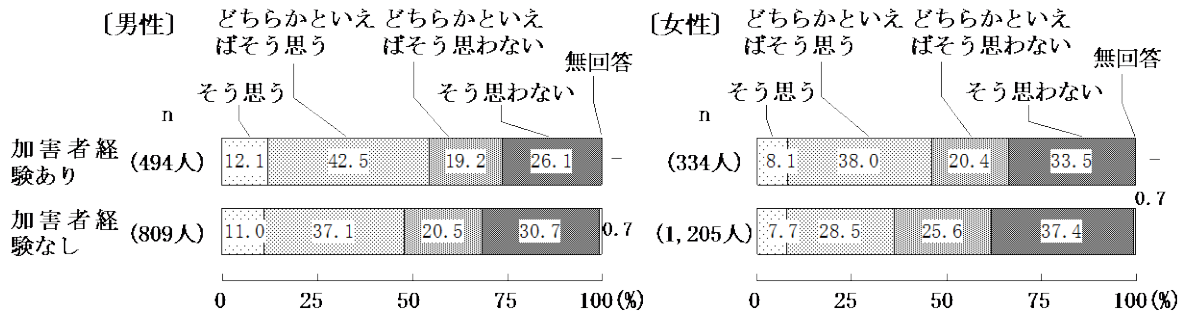


4 身体的暴行の加害経験と夫婦のあり方についての考え方

配偶者や恋人に対する身体的暴行の加害経験の有無別に、夫婦のあり方についての考え方をみた。

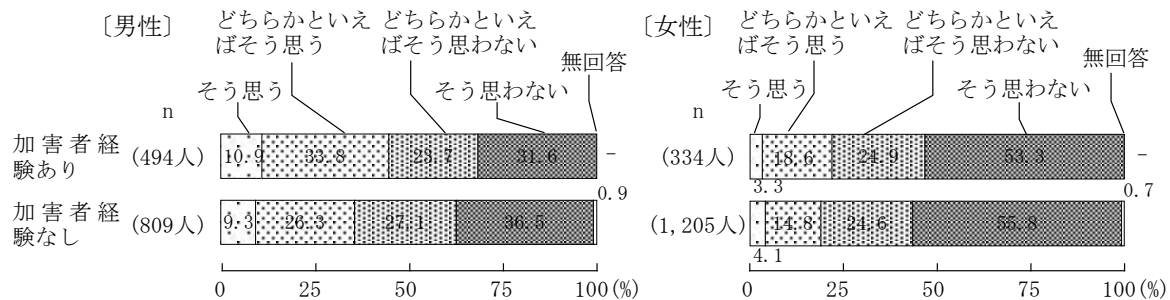
「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という男女の固定的な役割分担についてみると、役割分担に肯定的な人は、男女とも配偶者や恋人への身体的暴行の加害経験がある人の方がいない人より多くなっており、特に男性の加害経験者で過半数となっている。

図⑭-1 「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」



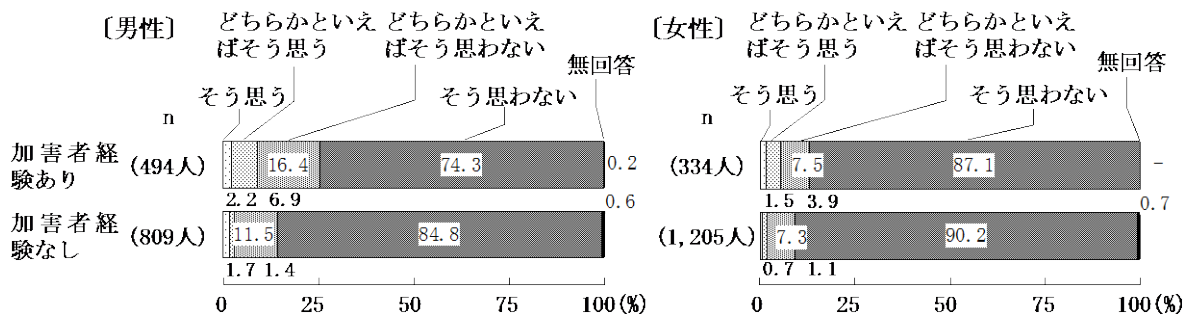
「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方についてみると、女性では加害経験の有無による意識の差が小さく、否定的な人がほぼ8割を占めている。一方、男性では加害経験者の4割以上が、「素直に聞き入れる妻が『よい妻』である」という考えに肯定的で、加害経験のない男性を9ポイント上回っている。

図⑭-2 「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」



「しつけや教育のために、夫が妻をたたくのは、やむを得ないことである」という考え方についてみると、性・加害経験の有無にかかわらず否定的な人が9割を上回っているが、男性の加害経験者で肯定的が1割近くとやや多くなっている。

図⑭-3 「しつけや教育のために、夫が妻をたたくのは、やむを得ないことである」



男女の固定的な役割分担や夫婦間の上下関係の意識が強い人ほど加害経験がある

Ⅳ 18歳になるまでの家庭における暴力の経験

1 18歳になるまでの家庭における暴力の経験

回答者が18歳になるまでの家庭における状況を聞いた。ここでの「親」には養父母を含んでいる。

“父は母に暴力をふるっていた”に『あてはまる』という人は男性16.4%、女性12.2%となり、1割以上の家庭で父親が母親に暴力をふるっていた。

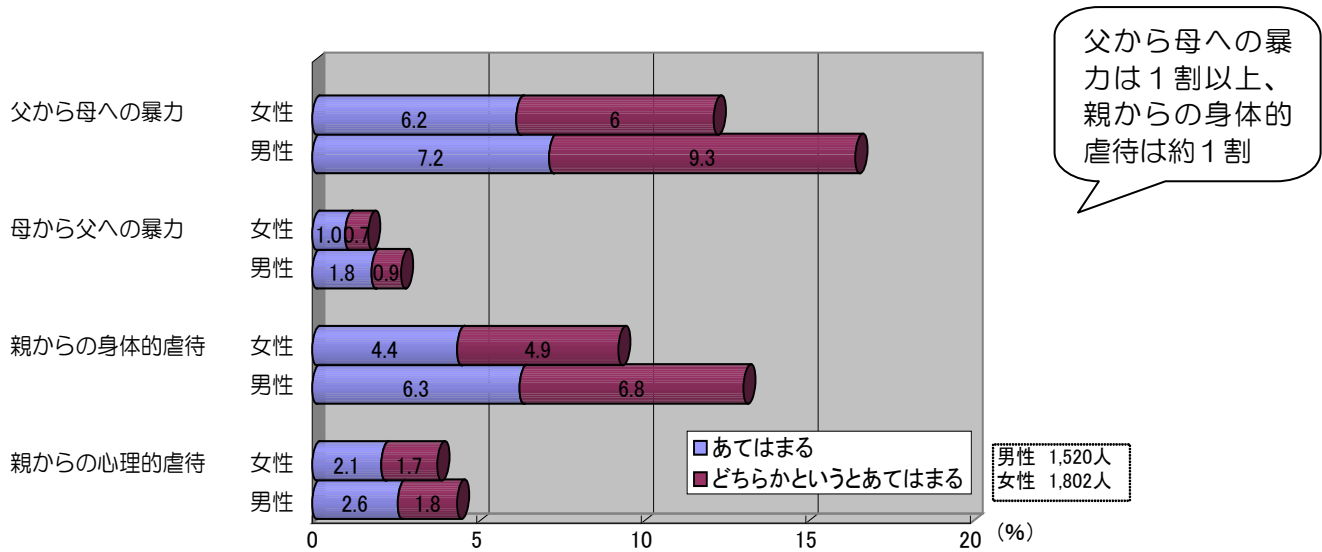
一方、“母は父に暴力をふるっていた”に『あてはまる』という人は男性2.7%、女性1.7%で、2%程度にとどまっている。

“親からなぐる、けるなどの身体に対する暴行を受けた”に『あてはまる』という人は男性13.1%、女性9.3%となり、約1割は親から身体的虐待を受けている。

さらに、“親から「お前なんか生まれなければよかった」などと言われたり、無視されたりしていた”に『あてはまる』という人は男性4.3%、女性3.8%で、4%程度である。

男女別にみると、父から母への暴力と身体的虐待は、女性より男性にわずかに多くなっている。

図⑮ 18歳になるまでの家庭における暴力の経験

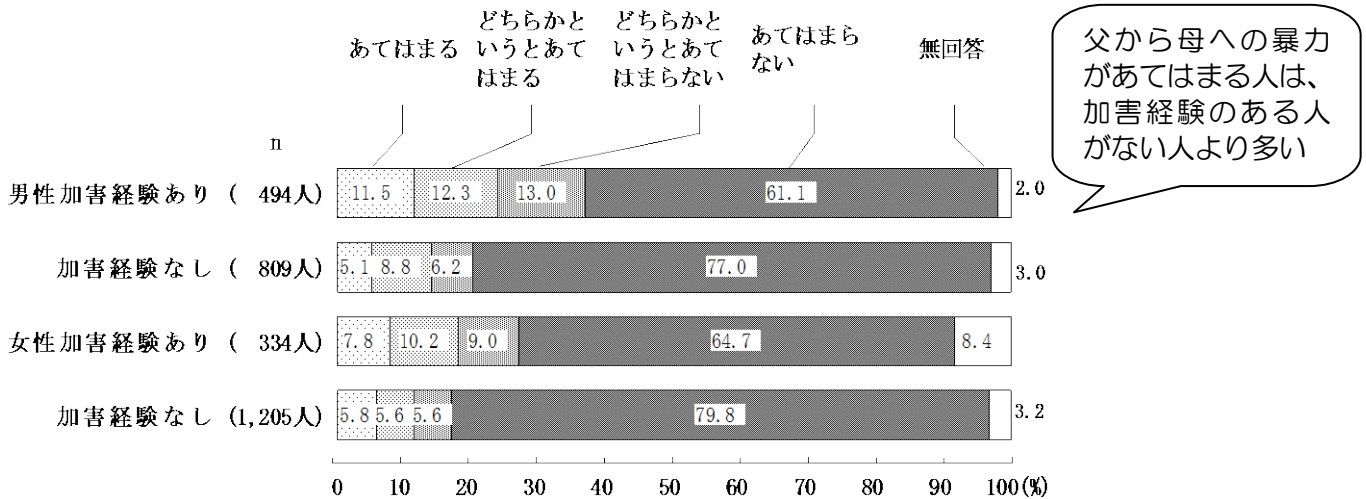


2 18歳になるまでの家庭における暴力の経験と身体的暴行の加害経験

18歳になるまでの家庭における父から母への暴力と身体的虐待について、配偶者や恋人への身体的暴行の加害経験の有無別にみる。

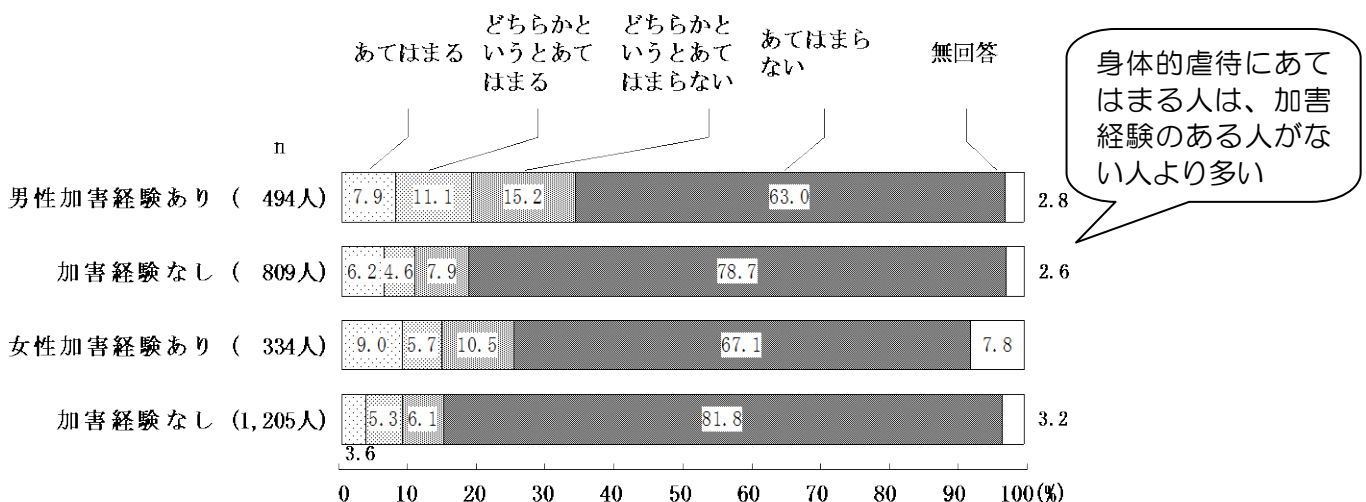
父から母への暴力が『あてはまる』という人は、男女とも加害経験がある人が、加害経験のない人より多くなっている。特に男性で配偶者や恋人に対して身体的暴行の加害経験がある人では、ほぼ4人に1人が、18歳になるまでの家庭において父親が母親に暴力をふるっていたと答えている。

図⑩-1 18歳になるまでの家庭における暴力の経験－“父は母に暴力をふるっていた”
(性・身体的暴行の加害経験の有無別)



身体的虐待については、男女とも配偶者や恋人に対する加害経験の有無による差がみられ、特に男性の加害経験者では約5人に1人が、親から身体的虐待を受けている。

図⑩-2 18歳になるまでの家庭における暴力の経験
－“親からなぐる、けるなどの身体に対する暴行を受けた”
(性・身体的暴行の加害経験の有無別)



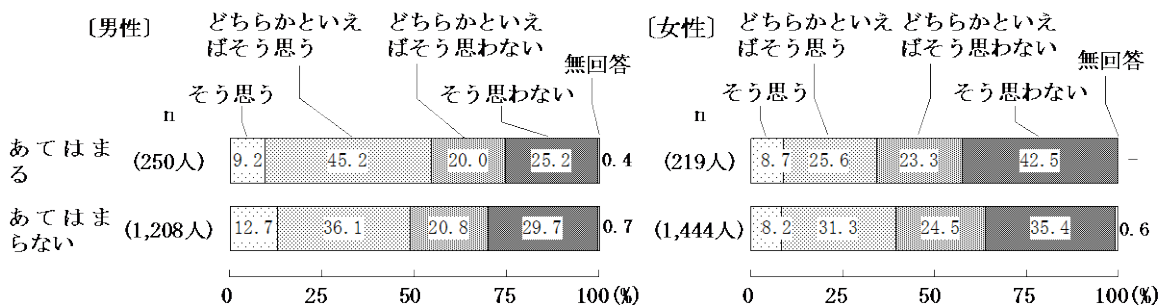
3 18歳になるまでの家庭における暴力の経験と夫婦のあり方についての意識

18歳になるまでの家庭における父から母への暴力と身体的虐待の有無別に、夫婦のあり方についての意識をみた。

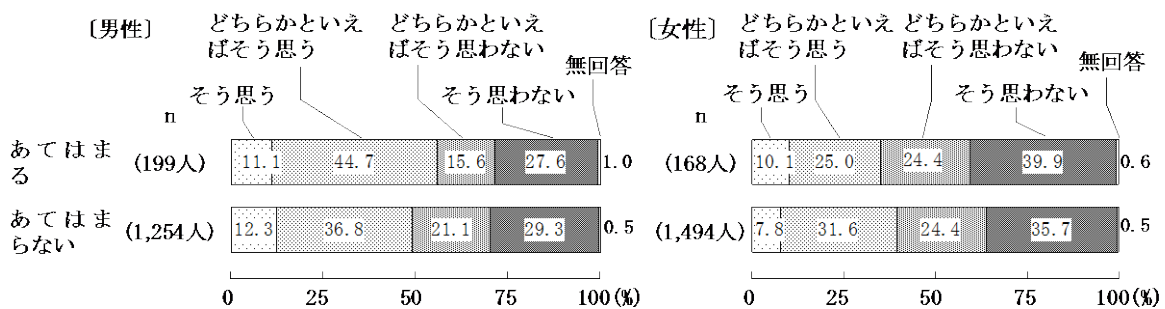
「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方を肯定する人は、男性では父から母への暴力があった人の過半数を占め、なかった人を6ポイント上回っている。一方、女性では男女の固定的な役割分担を肯定する人は、父から母への暴力があった人よりなかった人に多くなっている。

「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方について、身体的虐待の有無でも、父から母への暴力の有無と同様に、役割分担意識は、男性では身体的虐待がなかった人よりあった人に、女性ではあった人よりなかった人に、それぞれ強くなっている。

図⑰-1 「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方
(性・家庭での配偶者暴力の有無別)

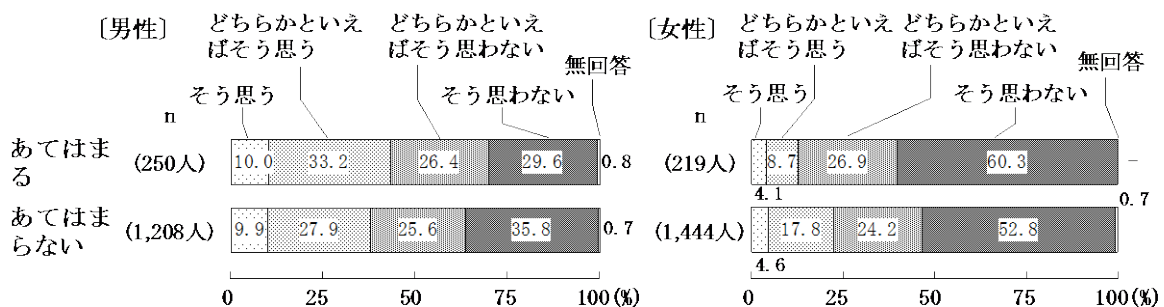


図⑰-2 「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方
(性・親からの身体的虐待の有無別)

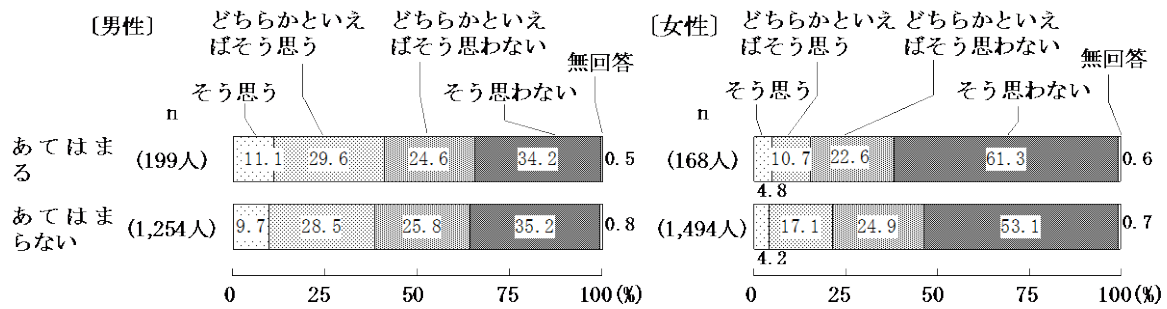


「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方についての意識をみると、男性では父から母への暴力がなかった人よりあった人に、身体的虐待がなかった人よりあった人に、女性では父から母への暴力があった人よりなかった人に、身体的虐待があった人よりなかった人に、それぞれ強くなっている。その差は男性よりも女性の方が大きくなっており、特に、家庭内に父から母への暴力のある家庭で育った女性の9割近くは、「素直に聞き入れる妻が『よい妻』である」という考え方に否定的である。

図⑰-3 「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方
(性・家庭での配偶者暴力の有無別)

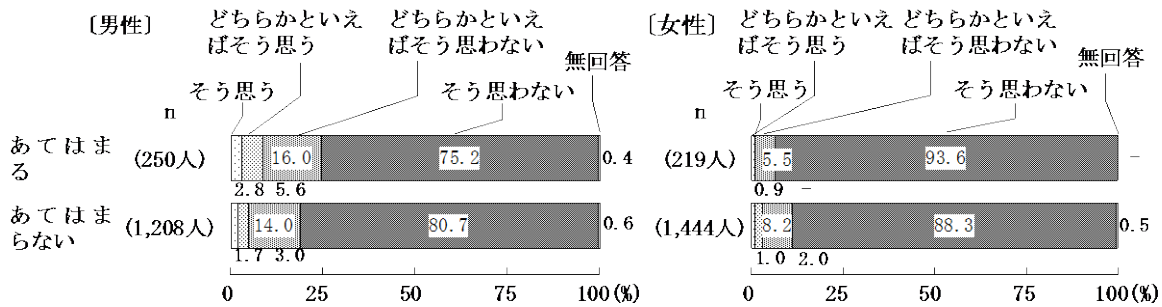


図⑰-4 「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方
(性・親からの身体的虐待の有無別)

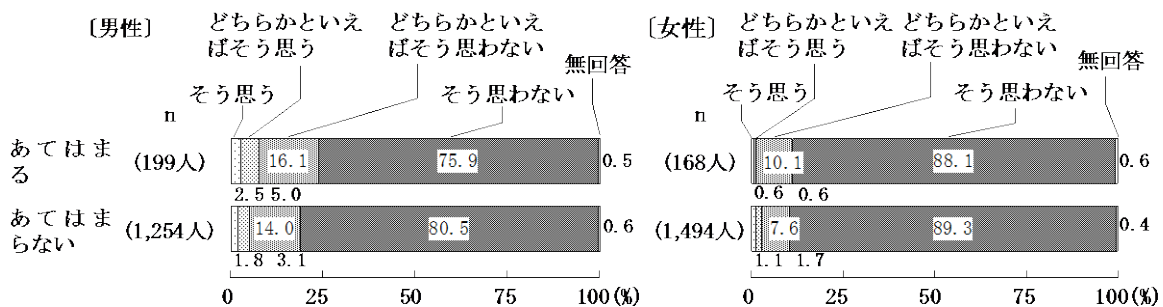


「しつけや教育のために、夫が妻をたたくのは、やむを得ないことである」という考え方については、男女とも父から母への暴力と身体的虐待の有無にかかわらず否定的な人が9割を上回っているが、男性で父から母への暴力や身体的虐待のあった家庭に育った層では肯定的な人が1割弱と、やや多くなっている。

図⑰-5 「しつけや教育のために、夫が妻をたたくのは、やむを得ないことである」という考え方
(性・家庭での配偶者暴力の有無別)



図⑰-6 「しつけや教育のために、夫が妻をたたくのは、やむを得ないことである」という考え方
(性・親からの身体的虐待の有無別)



V 配偶者暴力防止法の周知と暴力に関する意識

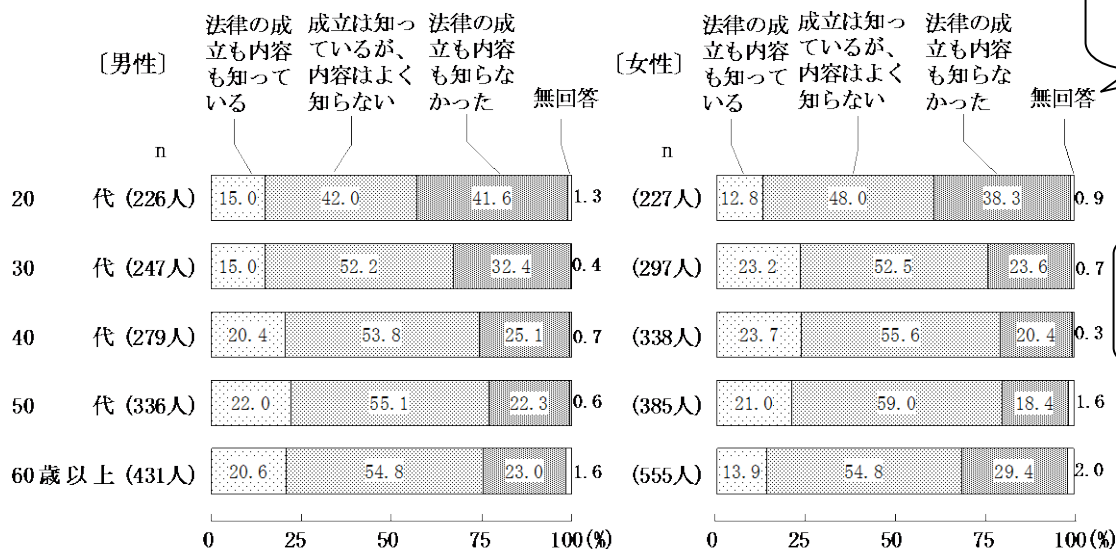
1 配偶者暴力防止法の周知度

平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」）について、「法律の成立を知っている」人は72.5%、「法律の成立も、その内容も知らなかった」という人は26.4%で、約4人に3人は法律の成立を知っている。「法律の成立も、その内容も知っている」人は2割弱となっている。

男女別にみると、配偶者暴力防止法の周知度に男女差はみられない。

性・年齢別にみると、男性では40代以上、女性では30代から50代の年齢層で、「法律の成立も、その内容も知っている」という人が2割を上回っている。一方、男女とも20代では「法律の成立も、その内容も知らなかった」という人が4割前後と多く、男性の30代でもほぼ3人に1人が「知らなかった」と答えている。

図⑩-1 配偶者暴力防止法の周知度（性・年齢別）

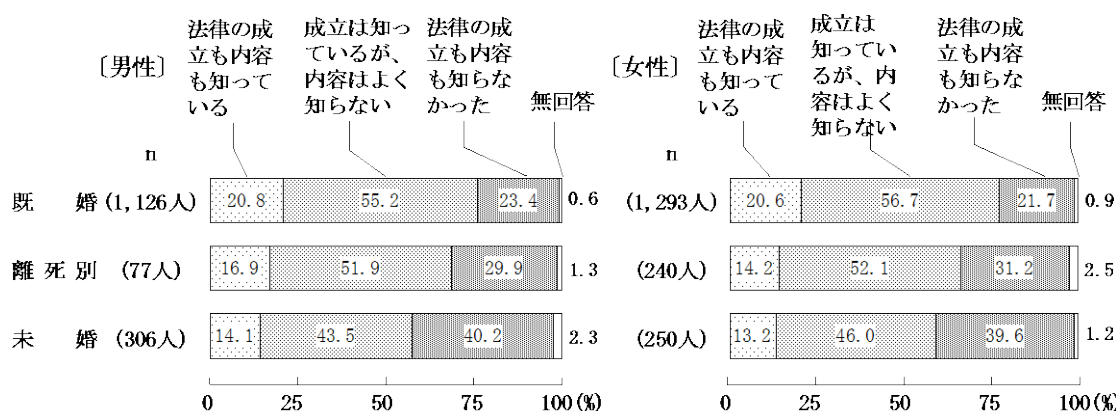


法律の成立を知っている人は約4人に3人

若年層の約4割は法律を知らない

性・未既婚別にみると、「法律の成立も、その内容も知らなかった」人は男女とも既婚者では2割強であるが、若年層の多い未婚者では男女とも4割程度と、既婚者や離死別者よりも多くなっている。

図⑩-2 配偶者暴力防止法の周知度（性・未既婚別）



未婚者の約4割は法律を知らない

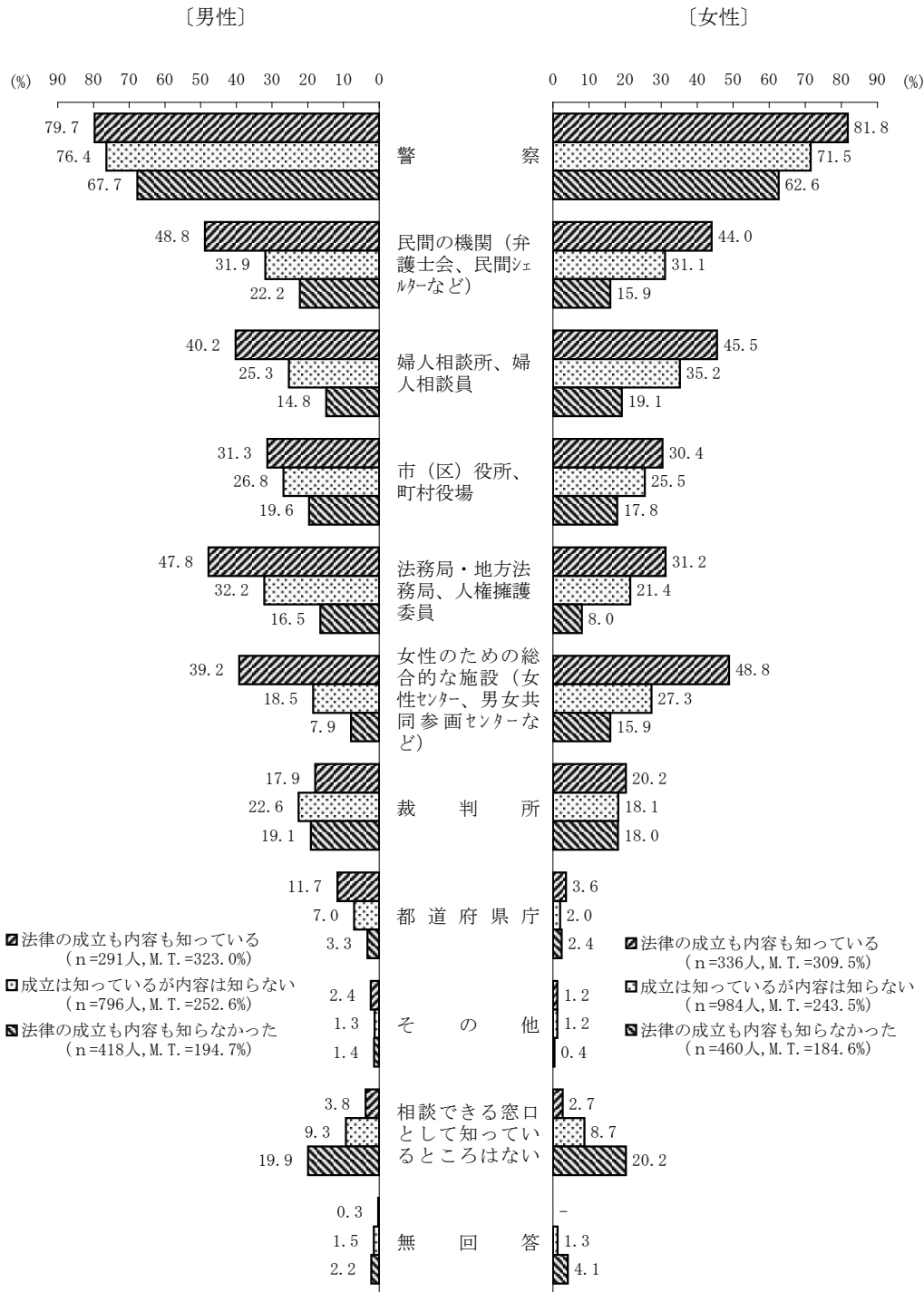
2 相談窓口の周知

配偶者からの暴力についての相談窓口として知っているものについて聞いた。

男女とも配偶者暴力防止法の成立も内容も知っている人では、「警察」をほぼ8割があげ、次いで男性では「民間の機関」と「法務局・地方法務局、人権擁護委員」が5割弱、「婦人相談所、婦人相談員」と「女性のための総合的な施設」がほぼ4割で続いている。女性では、「女性のための総合的な施設」、「婦人相談所、婦人相談員」、「民間の機関」が、それぞれ4割台で続いている。

一方、配偶者暴力防止法の成立も内容も知らなかった人でも、男女とも「警察」は6割以上があげているが、他の相談窓口については1～2割強にとどまり、「相談できる窓口として知っているところはない」と答えた人が2割いる。

図19 相談窓口の周知（性・配偶者暴力防止法の認知度別）



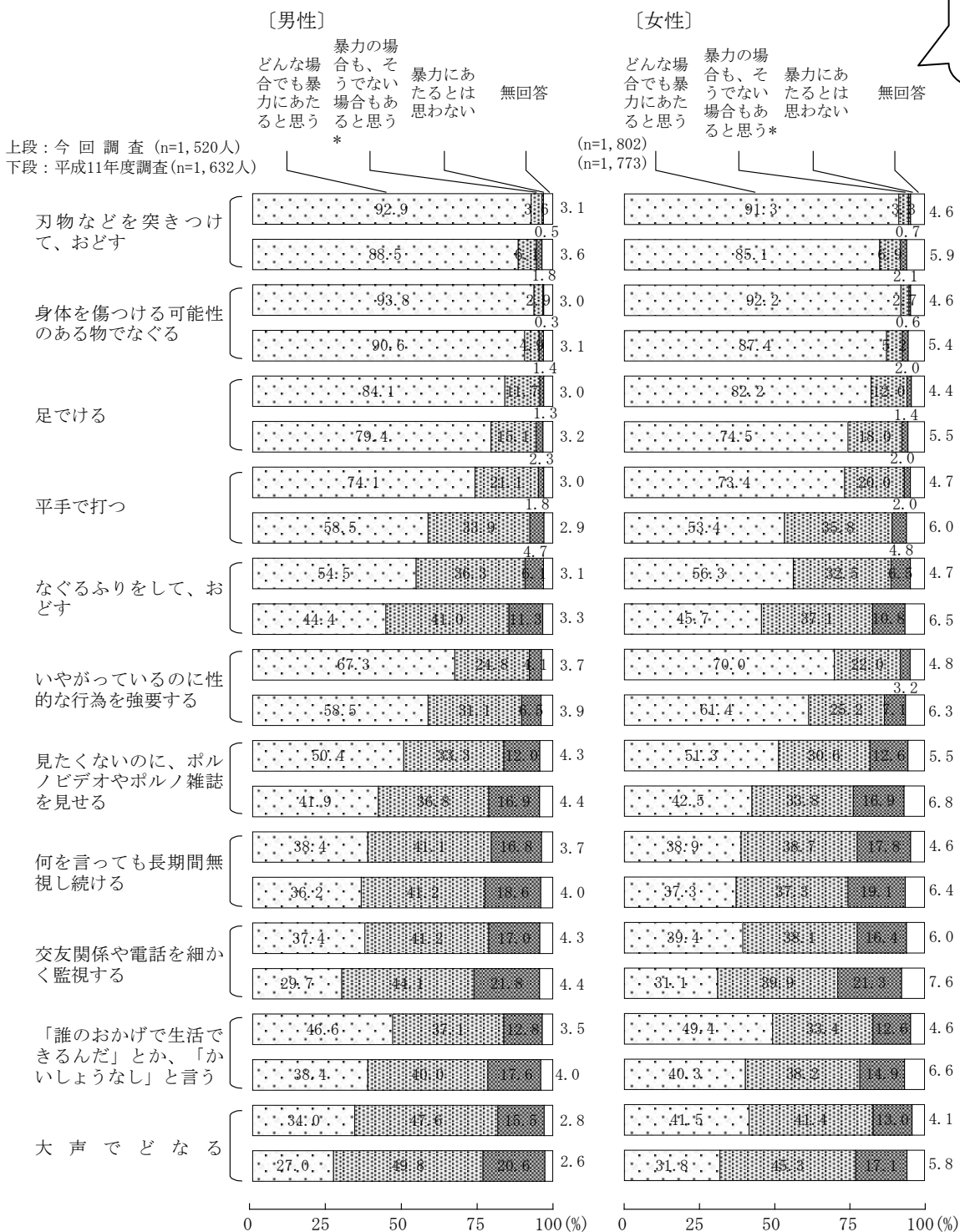
3 夫婦間での暴力に対する認識

平成 11 年度「男女間における暴力に関する調査」（以下、「平成 11 年度調査」という。）と共通する 11 の行為について、それが夫婦間で行われた場合に「暴力」にあたると思うかの意識を聞き、平成 11 年度調査の結果と比較した。

いずれの行為についても暴力としての認識は今回調査の方が強くなっているが、特に“平手で打つ”は「どんな場合でも暴力にあたると思う」人が男性で 16 ポイント、女性で 20 ポイント増加している。

また、“なぐるふりをして、おどす” “いやがっているのに性的な行為を強要する” “見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる” “交友関係や電話を細かく監視する” “「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」と言う” “大声でどなる”といった項目は、暴力として認識する人が平成 11 年度調査より 10 ポイント前後増加している。

図⑳ 夫婦間での暴力行為に対する認識



3年前に比べ、暴力としての認識が高まっている

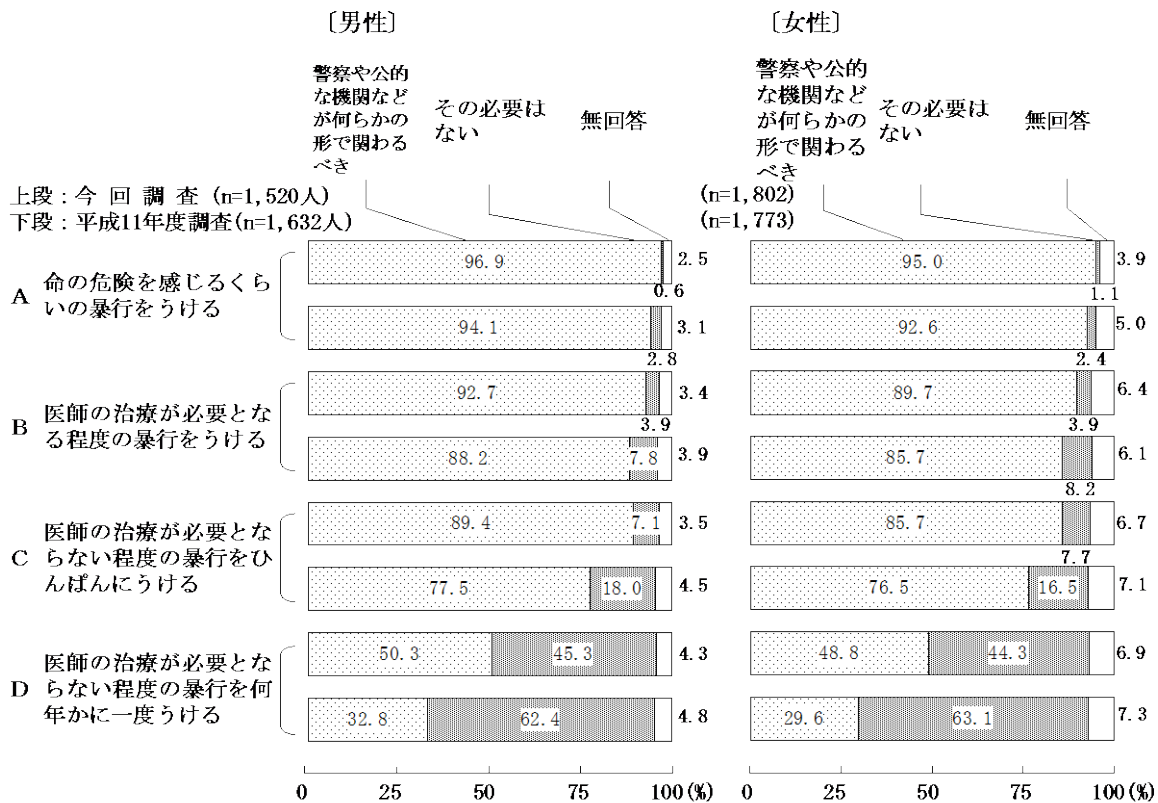
*暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う

4 公的機関等の関与の必要性

4つの行為をあげて、それぞれが夫婦の間で行われた場合、警察や公的な機関などが解決のためにかかわるべきだと思うかを聞いた。

平成11年度調査と比較すると、“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”と“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”は、平成11年度調査でも「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」という人が9割前後と多かったため、公的機関の関与を支持する意見の増加率は小さいが、“医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては11ポイント、“医師の治療が必要とされない程度の暴行を何年かに一度うける”ことには18ポイント、「何らかの形でかかわるべき」と考える人が増加している。

図 21 公的機関等の関与の必要性



3年前に比べ、公的機関が関与すべきと考える人が増加している

参 考

1 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

資料提供：最高裁判所事務総局民事局

	新受	未済	既済件数					却下	取下げ等
			認容	(保護命令発令)					
				接近禁止のみ	退去のみ	退去 接近禁止			
平成13年10月	43	25	18	12	8	0	4	0	6
平成13年11月	67	24	68	56	40	0	16	2	10
平成13年12月	61	18	67	55	43	0	12	2	10
平成14年1月	73	32	59	46	33	1	12	2	11
平成14年2月	62	16	78	64	44	0	20	2	12
平成14年3月	86	30	72	56	40	0	16	1	15
平成14年4月	116	45	101	79	51	2	26	1	21
平成14年5月	100	39	106	81	62	0	19	6	19
平成14年6月	116	50	105	89	66	0	23	6	10
平成14年7月	146	60	136	111	74	0	37	6	19
平成14年8月	153	54	159	129	96	0	33	11	19
平成14年9月	137	58	133	119	79	0	40	2	12
平成14年10月	158	61	155	122	85	0	37	7	26
平成14年11月	146	55	152	119	82	1	36	9	24
平成14年12月	133	47	141	112	85	0	27	11	18
平成15年1月	143	59	130	99	71	0	28	7	24
合 計	1740	59	1681	1350	960	4	386	75	256

*以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。

*平成13年10月分は、10月13日施行以降の件数である。

*未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。

*「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付の事案を含む。

2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について（平成14年）

資料提供：内閣府男女共同参画局

(1) 相談の種類別件数

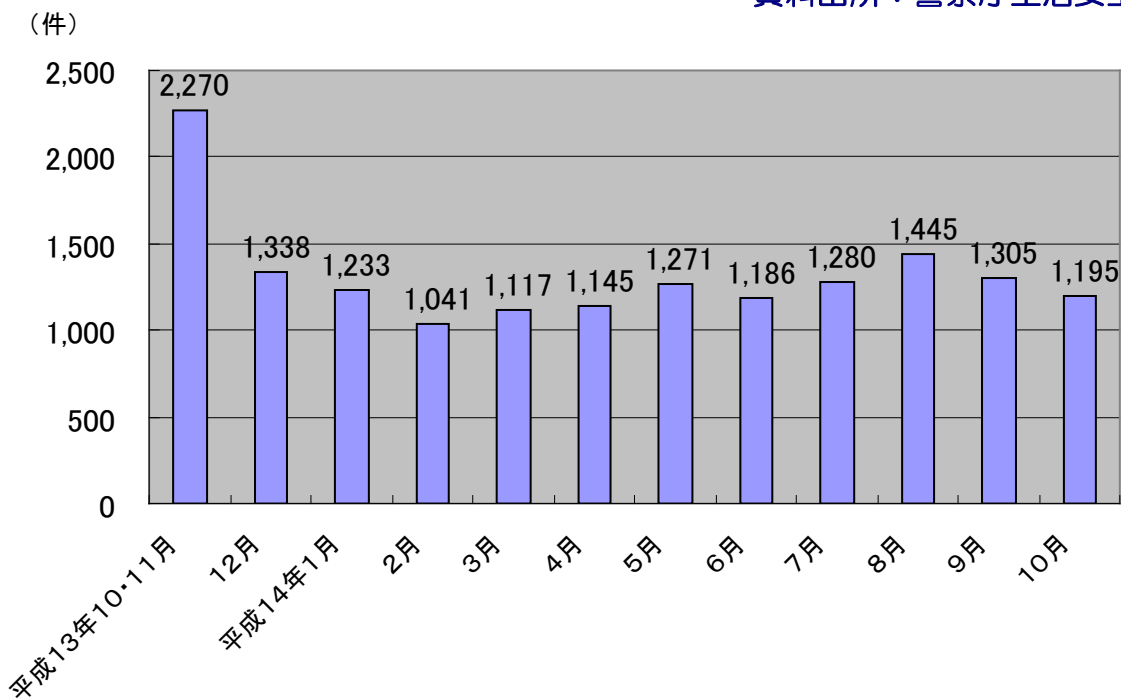
	総件数		平成15年1月									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成15年1月
来所	9,231	(30.9%)	838	893	915	929	1,067	916	1,029	893	868	882
電話	19,856	(66.4%)	1,868	1,811	1,976	1,992	1,991	1,911	2,173	2,142	2,024	1,968
その他	820	(2.7%)	83	72	73	89	95	90	106	70	59	83
合計	29,907	(100.0%)	2,789	2,776	2,964	3,010	3,153	2,917	3,308	3,105	2,951	2,933

(2) 性別相談件数

	総件数		平成15年1月									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成15年1月
女性	29,791	(99.6%)	2,781	2,767	2,942	3,001	3,136	2,907	3,301	3,090	2,941	2,925
男性	116	(0.4%)	8	9	22	9	17	10	7	15	11	8
合計	29,907	(100.0%)	2,789	2,776	2,964	3,010	3,153	2,917	3,308	3,105	2,952	2,933

3 配偶者からの暴力相談等の対応件数の推移

資料出所：警察庁生活安全企画課



4 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数）

資料出所：警察庁

区分	年次				
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
殺人	189	170	197	191	197
うち夫によるもの	129	105	134	116	120
傷害	295	403	888	1,097	1,250
うち夫によるもの	273	375	838	1,065	1,197
暴行	35	36	127	156	219
うち夫によるもの	33	36	124	152	211
合計	519	609	1,212	1,444	1,666
うち夫によるもの	435	516	1,066	1,333	1,528

配偶者間における犯罪の被害者（検挙件数の割合）（平成14年）

